

平成 23 年度第 2 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

【 抜 粋 】

日 時 平成 24 年 2 月 14 日 (火)  
午後 2 時 30 分

場 所 大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号  
ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

# 平成23年度第2回 大阪府都市計画審議会

## 議案書目次

議案番号	案件名	ページ
320	北部大阪都市計画道路の変更	1
321	東部大阪都市計画道路の変更	5
322	東部大阪都市計画道路の変更	9
323	南部大阪都市計画道路の変更	13
324	南部大阪都市計画道路の変更	17
325	南部大阪都市計画道路の変更	21
326	南部大阪都市計画道路の変更	25
327-1	北部大阪都市計画用途地域の変更	29
327-2	北部大阪都市計画用途地域の変更	33
327-3	北部大阪都市計画用途地域の変更	37
328-1	東部大阪都市計画用途地域の変更	41
328-2	東部大阪都市計画用途地域の変更	45
328-3	東部大阪都市計画用途地域の変更	49
329-1	南部大阪都市計画用途地域の変更	53
329-2	南部大阪都市計画用途地域の変更	57
329-3	南部大阪都市計画用途地域の変更	61
330	北部大阪都市計画風致地区の変更	65
331	南部大阪都市計画臨港地区の変更	69
332	南部大阪都市計画新住宅市街地開発事業の変更	73
333	大阪都市計画緑地の変更	79
334	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(岸和田市)	83
335	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(岸和田市)	87
336	大阪府景観計画の変更	91

議 第 3 2 0 号

総 計 第 1 6 3 5 号

平成24年1月31日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画道路中 **3・4・211-11** 号阪急茨木駅総持寺線を **3・4・211-11** 号阪急茨木駅大住線に、**3・4・211-12** 号阪急茨木駅総持寺線枝線1号線を **3・4・211-12** 号阪急茨木駅大住線枝線1号線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	<b>3・4・211-11</b>	阪急茨木駅大住線	茨木市永代町地内	茨木市大住町地内	茨木市竹橋町地内	約 <b>740m</b>	地表式	<b>2</b> 車線	<b>16m</b>	幹線道路と平面交差 <b>2</b> 箇所	
	<b>3・4・211-12</b>	阪急茨木駅大住線枝線1号線	茨木市永代町地内	茨木市永代町地内	茨木市永代町地内	約 <b>140m</b>	地表式	<b>2</b> 車線	<b>16m</b>	阪急京都線と立体交差 幹線街路と平面交差 <b>1</b> 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

JR 東海道線の新駅整備に伴う駅前のまちづくりにあわせて、北部大阪都市計画道路のうち3・4・211-11号阪急茨木駅総持寺線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき計画の必要性と事業の実現性を評価した結果、本案のとおり一部区間を廃止するとともに、名称を3・4・211-11号阪急茨木駅大住線に変更するものである。

また併せて、3・4・211-12号阪急茨木駅総持寺線枝線1号線を3・4・211-12号阪急茨木駅大住線枝線1号線に名称を変更するものである。

議 第 3 2 1 号

総 計 第 1 6 9 6 号

平成 24 年 1 月 31 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 東部大阪都市計画道路中 3・4・223-10 号古川橋駅桑才線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・223-10	古川橋駅桑才線	門真市末広町地内	門真市寿町地内	門真市速見町地内	約 590m	地表式	2 車線	20m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
	なお、門真市末広町地内に古川橋駅前南交通広場を設ける。										古川橋駅前南交通広場 面積約 5,800 m <sup>2</sup>

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 東部大阪都市計画道路中 3・3・223-5 号藤田三ツ島線及び 3・4・223-14 号枚方八尾線を廃止する。

## 理 由

東部大阪都市計画道路のうち3・4・223-10号古川橋駅桑才線、3・3・223-5号藤田三ツ島線及び3・4・223-14号枚方八尾線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性を評価した結果、本案のとおり3・4・223-10号古川橋駅桑才線の一部区間を廃止し、3・3・223-5号藤田三ツ島線及び3・4・223-14号枚方八尾線を廃止するものである。



議 第 3 2 2 号

総 計 第 1 7 0 1 号

平成 24 年 1 月 31 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画道路中 3・3・230-2 号天の川磐船線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・230-2	天の川磐船線	交野市私部西四丁目地内	交野市星田北一丁目地内	交野市私部西五丁目地内	約 1,240m	地表式	4 車線	25m	自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 2 箇所	
	3・5・230-7	村野神宮寺線	交野市幾野六丁目地内	交野市青山四丁目地内	交野市倉治五丁目地内	約 2,260m	地表式	2 車線	14m	幹線街路と平面交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

東部大阪都市計画道路のうち3・3・230－2号天の川磐船線及び3・5・230－7号村野神宮寺線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性を評価した結果、本案のとおり一部区間を廃止するものである。

議 第 3 2 3 号

総 計 第 1 6 6 2 号

平成24年1月31日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する  
同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 南部大阪都市計画道路中 3・3・214-1 号狭山河南線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・214-1	狭山河南線	富田林市五軒家二丁目地内	富田林市中野町東二丁目地内	富田林市若松町五丁目地内	約 5,280m	地表式	4車線	25m	近鉄長野線と立体交差 幹線街路大阪千早線と立体交差 幹線街路と平面交差8箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 南部大阪都市計画道路中 3・3・214-3 号柏原赤阪線を廃止する。

## 理 由

南部大阪都市計画道路のうち 3・3・214－1 号狭山河南線及び 3・3・214－3 号柏原赤阪線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、計画の必要性を評価した結果、本案のとおり 3・3・214－1 号狭山河南線の一部区間の廃止及び 3・3・214－3 号柏原赤阪線を廃止するものである。

議 第 3 2 4 号

総 計 第 1 6 6 1 号

平成24年1月31日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する  
同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 南部大阪都市計画道路中 3・5・222-18 号河原城駒ヶ谷線を 3・5・222-18 号河原城大黒線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・222-18	河原城大黒線	羽曳野市河原城地内	羽曳野市大黒地内	羽曳野市蔵之内地内	約 4,640m	地表式	2 車線	12m	近鉄長野線と立体交差 自動車専用道路南阪奈道路と立体交差 幹線街路菅田東阪田線と立体交差 幹線街路と平面交差 5 箇所	
	車線の数の内訳		2 車線			約 3,920m					
			4 車線			約 720m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 南部大阪都市計画道路中 3・3・222-2 号柏原赤阪線を廃止する。



## 理 由

南部大阪都市計画道路のうち 3・3・222－2 号柏原赤阪線及び 3・5・222－18 号河原城駒ヶ谷線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、計画の必要性を評価した結果、本案のとおり 3・3・222－2 号柏原赤阪線の廃止及び 3・5・222－18 号河原城駒ヶ谷線の一部区間を廃止するものである。

また併せて、3・5・222－18 号河原城駒ヶ谷線を 3・5・222－18 号河原城大黒線に名称を変更するものである。

議 第 3 2 5 号

総 計 第 1 6 6 3 号

平成24年1月31日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する  
同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画道路中 3・3・381-1 号柏原赤阪線を 3・3・381-1 号太子西条線に  
名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・381-1	太子西条線	南河内郡太子町大字太子地内	南河内郡太子町大字太子地内	南河内郡太子町大字太子地内	約 340m	地表式	4 車線	25m	幹線街路と平面交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

南部大阪都市計画道路 3・3・381－1 号柏原赤阪線について、  
「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、計画の必要性を評価すると共に、太子町との協議において、太子町の土地利用計画を考慮した結果、府道を結ぶ区間が町の街づくりに資すると考えられるため、本案のとおり、必要性の評価が低い区間を廃止するとともに、3・3・381－1 号太子西条線に名称を変更するものである。

議 第 3 2 6 号

総 計 第 1 6 6 4 号

平成24年1月31日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する  
同法18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画道路中 3・3・382-1 号柏原赤阪線及び 3・3・382-2 号狭山河南線を廃止する。

## 理 由

南部大阪都市計画道路のうち 3・3・382－1 号柏原赤阪線及び 3・3・382－2 号狭山河南線について、「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成 23 年 3 月策定）に基づき、計画の必要性を評価した結果、本案のとおり廃止するものである。